



長野県報

7月2日(月)
平成24年
(2012年)
第2382号

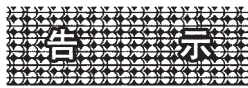
目次

告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課)	1
公共測量の実施(2件)(建設政策課)	2
公共測量の終了(建設政策課)	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(2件)(砂防課)	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(2件)(砂防課)	3
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	4
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	5

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働・NPO課)	5
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(3件)(県民協働・NPO課)	5
一般競争入札(特別支援教育課)	6
特定調達契約に係る一般競争入札(ものづくり振興課)	7
一般競争入札(特別支援教育課)	8



長野県告示第493号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年7月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿南町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて

縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第494号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年7月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡泰阜村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
泰阜村(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第495号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年7月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡泰阜村7907の1、7907の3から7907の5まで、7908、7957
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
泰阜村7957(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第496号

南箕輪村長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年7月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量(数値撮影(デジタル)、数値図化)
- 2 作業期間
平成24年6月15日から平成24年9月28日まで
- 3 作業地域
上伊那郡南箕輪村

建設政策課

長野県告示第497号

麻績村長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年7月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量(上水道施設台帳作成)
- 2 作業期間
平成24年4月20日から平成25年3月22日まで
- 3 作業地域
東筑摩郡麻績村

建設政策課

長野県告示第498号

佐久市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年7月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間
平成23年11月1日から平成24年2月28日まで
- 3 作業地域
佐久市

建設政策課

長野県告示第499号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年7月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
富貴の平ーア、富貴の平ーイ、富貴の平ーウ、富貴の平ーエ、富貴の平ーオ、富貴の平ーカ、虹の平ーア、虹の平ーイ及び虹の平ーウ
- 2 指定の区域
佐久市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第500号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年7月2日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

八ノ倉(11)、八ノ倉(5)、八ノ倉ア、八ノ倉(7)、八ノ倉(8)、八ノ倉(2)、八ノ倉、八ノ倉(9)、八ノ倉(10)、下村ア、下村(5)、下村(6)、下村イ、下村(11)、下村(10)、下村(9)、下村(1)、八ノ倉(12)、八ノ倉イ、八ノ倉(15)、八ノ倉(21)、八ノ倉(19)、八ノ倉(20)、八ノ倉(16)、八ノ倉(18)、八ノ倉(17)、毛呂窪(29)、毛呂窪(28)、毛呂窪(27)、毛呂窪(26)、毛呂窪(24)、毛呂窪(25)、毛呂窪(23)、毛呂窪(5)、千栄ア、千栄イ、毛呂窪(2)、毛呂窪ウ、毛呂窪イ、下村(2)、柏原ア、毛呂窪(12)、毛呂窪(11)、毛呂窪(15)、毛呂窪エ、毛呂窪ア、毛呂窪(7)、毛呂窪(1)、毛呂窪オ、毛呂窪(20)、毛呂窪(22)、毛呂窪(21)、毛呂窪(6)、毛呂窪(30)、米峰(30)、米峰(3)、米峰(4)、米峰(29)、米峰(28)、米峰ア、米峰(2)、米峰イ、米峰(23)、米峰(22)、米峰(19)、米峰(20)、米峰(21)、米峰(9)、米峰ウ、米峰(7)、米峰(1)、米峰エ、米峰(11)、米峰(12)、米峰(14)、米峰(13)、米峰(15)、米峰(16)、米峰オ、毛呂窪キ、毛呂窪カ、大郡ア、大郡(9)、大郡(14)、大郡(7)、大郡イ、大郡(17)、大郡(25)、大郡ウ、大郡、大郡(2)、大郡(30)、大郡(31)、大郡エ、大郡(24)、大郡(23)、大郡(21)、大郡(22)、大郡(6)、大郡(20)、大郡(3)、大郡(4)、大郡オ、大郡(18)、千代萩坪(3)、千代千代(4)、千代千代(5)、千代千代(3)、千代千代(2)、千代萩坪(4)、千代萩坪(5)、千代萩坪(6)、千代千代、千代萩坪(7)、千代萩坪、千代萩坪(2)、千代田力ア、千代田力(12)、千代田力(13)、千代田力イ、千代田力(6)、千代田力(7)、千代田力(5)、千代田力(4)、千代田力(1)、蛇沼(2)、蛇沼(3)、蛇沼(4)、蛇沼(1)、千代田力(14)、千代田力(16)、千代田力(15)、千代田力(17)、千代芋平(1)、千代芋平(2)、千代芋平(3)、千代芋平(4)、千代芋平イ、千代芋平(7)、千代芋平(11)、千代芋平ア、野池ア、野平(2)、野池イ、千代(1)、千代(15)、千代(2)、千代(3)、千代(4)、千代(18)、千代(11)、千代ウ、千代(16)、千代(7)、千代(8)、千代(10)、千代イ、千代ア、千代(19)、野平(3)、野平(4)、米川(25)、米川(23)、米川(24)、米川(28)、米川(7)、米川エ、米川イ、米川ア、米川(10)、米川(35)、米川(34)、米川ウ、米川オ、米川カ、米川(20)、米川(14)、米川(26)、米川(27)、米川(5)、米川(6)、米川(15)、千代法全寺(25)、千代法全寺(23)、千代法全寺エ、千代法全寺(18)、千代法全寺(17)、千代法全寺(13)、千代法全寺オ、千代法全寺(26)、千代法全寺(6)、千代法全寺カ、千代法全寺(3)、山口(4)、山口ア、山口(2)、山口(3)、千代法全寺(1)、千代法全寺(2)、千代法全寺(7)、千代法全寺(36)、千代法全寺(8)、千代法全寺(9)、千代法全寺(12)、千代法全寺(27)、千代法全寺ア、千代法全寺(30)、千代法全寺(31)、千代法全寺(33)、千代法全寺(32)、千代法全寺(14)、千代法全寺イ、千代法全寺ウ、千代法全寺(24)、千代山中(11)、千代山中(8)、千代山中(1)、千代山中(2)、千代山中(3)、千代山中(12)、千代山中(4)、千代山中(7)、千代山中(10)、千代山中(5)、千代山中(6)及び千代山中(9)

2 指定の区域

飯田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂

防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第501号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年7月2日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

富貴の平ア、富貴の平イ、富貴の平ウ、富貴の平エ、富貴の平オ、富貴の平カ、虹の平ア、虹の平イ及び虹の平ウ

2 指定の区域

佐久市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第502号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年7月2日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

八ノ倉ア、八ノ倉(7)、八ノ倉(8)、八ノ倉(2)、八ノ倉、八ノ倉(9)、八ノ倉(10)、下村ア、下村(5)、下村(6)、下村イ、下村(11)、下村(10)、下村(9)、八ノ倉(12)、八ノ倉イ、八ノ倉(15)、八ノ倉(21)、八ノ倉(19)、八ノ倉(20)、八ノ倉(16)、八ノ倉(18)、八ノ倉(17)、毛呂窪(29)、毛呂窪(27)、毛呂窪(26)、毛呂窪(24)、毛呂窪(25)、毛呂窪(23)、毛呂窪(5)、千栄ア、千栄イ、毛呂窪(2)、毛呂窪ウ、毛呂窪イ、下村(2)、柏原ア、毛呂窪(12)、毛呂窪(11)、毛呂窪(15)、毛呂窪エ、毛呂窪ア、毛呂窪(7)、毛呂窪(1)、毛呂窪オ、毛呂窪(22)、毛呂窪(21)、毛呂窪(6)、毛呂窪(30)、米峰(30)、米峰(3)、米峰(4)、米峰(29)、米峰(28)、米峰ア、米峰(2)、米峰イ、米峰(23)、米峰(22)、米峰(19)、米峰(20)、米峰(21)、米峰(9)、米峰ウ、米峰(7)、米峰(1)、米峰エ、米峰(11)、米峰(12)、米峰(14)、米峰(13)、米峰(15)、米峰(16)、米峰オ、毛呂窪キ、毛呂窪カ、大郡ア、大郡(9)、大郡(14)、大郡(7)、大郡イ、大郡(17)、大郡(25)、大郡ウ、大郡、大郡(2)、大郡(30)、大郡(31)、大郡エ、大郡(24)、大郡(23)、大郡(21)、大郡(22)、大郡(6)、大郡(20)、大郡(3)、大郡(4)、大郡オ、大郡(18)、千代萩坪(3)、千代千代(4)、千代千代(5)、千代千代(3)、千代

荻坪(4)、千代荻坪(5)、千代荻坪(6)、千代千代、千代荻坪(7)、千代荻坪、千代荻坪(2)、千代田力ーア、千代田力(12)、千代田力(13)、千代田力ーイ、千代田力(6)、千代田力(7)、千代田力(5)、千代田力(4)、千代田力(1)、蛇沼(2)、蛇沼(3)、蛇沼(4)、蛇沼(1)、千代田力(14)、千代田力(16)、千代田力(15)、千代田力(17)、千代芋平(1)、千代芋平(2)、千代芋平(3)、千代芋平(4)、千代芋平ーイ、千代芋平(7)、千代芋平ーア、野池ーア、野平(2)、野池ーイ、千代(1)、千代(15)、千代(2)、千代(3)、千代(4)、千代(11)、千代ーウ、千代(16)、千代(7)、千代(8)、千代(10)、千代ーイ、千代ーア、千代(19)、野平(3)、野平(4)、米川(25)、米川(23)、米川(24)、米川(7)、米川ーエ、米川ーイ、米川ーア、米川(10)、米川(35)、米川(34)、米川ーウ、米川ーオ、米川ーカ、米川(20)、米川(14)、米川(27)、米川(5)、米川(6)、米川(15)、千代法全寺(23)、千代法全寺ーエ、千代法全寺(18)、千代法全寺(17)、千代法全寺(13)、千代法全寺ーオ、千代法全寺(6)、千代法全寺ーカ、千代法全寺(3)、山口(4)、山口ーア、山口(2)、山口(3)、千代法全寺(1)、千代法全寺(2)、千代法全寺(7)、千代法全寺(8)、千代法全寺(9)、千代法全寺(12)、千代法全寺(27)、千代法全寺ーア、千代法全寺(30)、千代法全寺(31)、千代法全寺(33)、千代法全寺(14)、千代法全寺ーイ、千代法全寺ーウ、千代法全寺(24)、千代山中(11)、千代山中(8)、千代山中(1)、千代山中(2)、千代山中(3)、千代山中(12)、千代山中(4)、千代山中(10)、千代山中(5)、千代山中(6)及び千代山中(9)

2 指定の区域

飯田市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第503号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年 7月 2日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

平栗沢ー1、貴楽田沢、米川、花岡沢ー2、千代沢5、花岡沢、千代沢7、千代沢8、千代沢9、千代沢4、千代沢3、千代沢2、千代沢10、千代沢1、マウヅカ沢、大沢洞川、伊藤沢川、塩沢川、ヒエ田入沢、越坪沢1、越坪沢2、曾倉沢、御ノ沢川及び西ノ森沢

2 指定の区域

飯田市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第504号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年 7月 2日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

平栗沢ー1、花岡沢ー2、千代沢5、花岡沢、千代沢7、千代沢8、千代沢9、千代沢3、千代沢2、マウヅカ沢、伊藤沢川、越坪沢1、越坪沢2、曾倉沢、御ノ沢川及び西ノ森沢

2 指定の区域

飯田市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県飯田建設事務所告示第11号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年7月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年 7月 2日

長野県飯田建設事務所長 伊藤 直喜

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 418号

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
		m	km
下伊那郡売木村718番地先から 下伊那郡売木村1257番の1地先まで	旧	6.0~15.8	0.5204
同 上	新	6.0~15.8	0.5204
		12.0~28.7	0.4130

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年7月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年 7月 2日

長野県松本建設事務所長 手塚 秀光

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 松本環状高家線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市村井町南一丁目1091番の3地先から 松本市大字神林2757番の1地先まで	旧	m 5.0~29.0	km 3.4771
松本市村井町南一丁目686番の4地先から 松本市大字神林2757番の1地先まで		14.8~42.0	3.2924
松本市村井町南一丁目686番の4地先から 松本市大字神林2757番の1地先まで	新	14.8~42.0	3.2924

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 町村白川村井停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市村井町南三丁目574番の12地先から 松本市村井町南一丁目230番の5地先まで	旧	m 8.0~12.0	km 0.1434
松本市村井町南三丁目574番の12地先から 松本市村井町南一丁目230番の5地先まで		8.0~12.0	0.1434
松本市村井町南一丁目252番の2地先から 松本市村井町南一丁目230番の5地先まで	新	5.0~12.0	0.1434

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成24年7月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

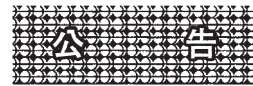
平成24年7月2日

長野県飯田建設事務所長 伊藤直喜

- 1(1) 路線名 418号
- (2) 供用を開始する区間
下伊那郡売木村718番地先から
下伊那郡売木村1094番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成24年7月4日

- 2(1) 路線名 418号
- (2) 供用を開始する区間
下伊那郡売木村1213番の1地先から
下伊那郡売木村1184番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成24年7月4日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人長野スポーツコミュニティクラブ東北
- 3 代表者の氏名
小林和夫
- 4 主たる事務所の所在地
長野市大字赤沼333番地3
- 5 定款に記載された目的

この法人は、東北中学校区の住民やその周辺のスポーツを愛好する人達に、様々なスポーツの楽しさや魅力を知ってもらうために、スポーツ活動の場の提供や体力向上、健康の保持増進の為の一助となるスポーツ活動を展開し、地域住民の連帯感の高揚に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人戸隠森林植物園ボランティアの会
- 3 代表者の氏名
水上憲宗
- 4 主たる事務所の所在地
長野市戸隠3611番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は地域や一般社会に対して、自然環境の保全・社会教育に関する事業を行い、よって環境保全の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。